

# 高知県職員連合労働組合プライバシーポリシー

## 1 個人情報の保護についての基本的考え方

高知県職員連合労働組合(以下「県職連合」という。)は、組合員の付託のもと、賃金・労働諸条件の改善、働きやすい職場づくり、勤労者のための政策・制度の実現などをめざす組合活動を円滑に遂行するために、組合員の氏名、住所、電話番号、共済制度の利用状況等の情報(「組合員名簿」)を取得・利用しています。

私たちは、組合員の個人情報を保護することの重要性を踏まえ、その社会的責任を果たすべく、以下の通り個人情報を取り扱います。

- (1) 個人情報保護法その他の関係諸法令を遵守するとともに、関係省庁ガイドラインおよび個人情報の適正な取り扱いに関する社会的ルールに準じ、適切に取り扱います。
- (2) 適正な個人情報の取り扱いに向けて、規約・規程・規則・マニュアル等を必要に応じて改訂・整備し、執行部をはじめとする組合の役職員に周知徹底します。また、適宜、取り扱いの改善や諸規程等の見直しを行います。
- (3) 個人情報の取得にあたっては、その利用目的を明確にし、それにしたがって個人情報を取り扱います。
- (4) 個人情報の漏えい、紛失、改ざん等を防止するため、必要かつ適切な安全管理を行います。
- (5) 組合活動にともなう実務を遂行するために提携・協力している団体・企業等に対しても、適切に個人情報を取り扱うように要請します。

以上の基本的考え方に基づき、具体的には以下の通り取り扱います。

## 2 利用目的

- (1) 使用者側との労使(交渉)協議の内容・結果について組合員に通知、連絡等を行うため
- (2) 県職連合および自治労が、運動方針・活動計画に基づき主催する各種催事や機関(大会・中央委員会・中央執行委員会)において決定した事項について、組合員に周知し、組合員の諸行動への参加を要請するため
- (3) 組合員の賃金・労働諸条件に関する、労使(交渉)協議における基礎的なデータとするため
- (4) 県職連合組合費を徴収させていただく実務に用いるため
- (5) 災害時、職場の緊急時、また組合員および家族の事故や心身上の健康問題等が発生した場合において、組合として円滑かつ適切な対応を図るため
- (6) 全労済自治労共済や県職連合が実施する労働者福祉事業を、組合員およびその家族に利用していただく際の実務に供するため
- (7) 県職連合の政策実現活動の一環として、推薦団体・支援団体・協力団体などに提供するため

## 3 個人情報の共同利用

私たちは、以下のとおり個人データを共同利用いたします。

### (1) 自治労高知県本部・自治労本部

共同して利用する個人データの項目	組合員の氏名、住所、電話番号、職員番号
共同して利用する者の範囲	自治労、自治労高知県本部、高知県職員連合労働組合
利用する者の利用目的	①自治労、自治労高知県本部の決定事項の周知、諸行動への参加要請のため ②自治労組合員の賃金・労働詳細条件に関する交渉、政策づくりにおける

	<p>る基礎的なデータとするため</p> <p>③組合活動に起因して犠牲を受けた組合員を救援するため</p> <p>④各級機関の業務に従事する役職員の福利厚生のため</p>
情報の管理について責任を有する者	高知県職員連合労働組合

(2) 全労済自治労共済高知県支部・全労済高知県本部

共同して利用する個人データの項目	組合員の氏名、生年月日、性別、住所、電話番号、職員番号、職場所属番号、共済申込書記載事項、年末調整手続事項、高知県職員連合労働組合経由の共済金支払手続事項
共同して利用する者の範囲	全労済自治労共済、全労済高知県本部、高知県職員連合労働組合
利用する者の利用目的	共済契約に関する業務を共同して行うため
情報の管理について責任を有する者	高知県職員連合労働組合

(3) 高知県庁消費生活協同組合

共同して利用する個人データの項目	組合員の氏名、住所、電話番号、職員番号、職場所属番号
共同して利用する者の範囲	高知県庁消費生活協同組合、高知県職員連合労働組合
利用する者の利用目的	県庁生協の提供する商品及びサービス等のご案内のため
情報の管理について責任を有する者	高知県職員連合労働組合

(4) 四国労働金庫

共同利用する項目	利用目的	
	労働金庫	労働組合等（会員団体）
(1) 会員団体（労働組合）の構成員たる資格に関する情報		
①お名前	<p>取引の相手方が利用資格を有すること（会員団体の構成員であることを）を確認するため並びに労働金庫の提供する預金商品及び貸付商品その他の金融関連サービスのご案内のための情報</p> <p>取引の相手方の本人確認のため並びに労働金庫の提供する預金商品及び貸付商品その他の金融関連サービスのご案内のための情報</p>	<p>労働組合活動の一環として取り組む自主的な福利共済活動のための労働金庫取引における利用者の取引の相手方の本人確認のため並びに労働金庫の利用資格を有すること（会員団体の構成員である提供する預金商品及び貸付商品その他の金融関連こと）を管理するための情報</p>
②所属会員及び勤務先		
③職場番号		
④職場名		
⑤職員番号		
⑥住所		
⑦郵便番号		
⑧生年月日		
⑨電話番号		
(2) 取扱労働金庫に関する情報		
①取扱店	<p>労金利用者の取扱店を特定するための情報</p>	<p>自主的な福利共済活動のための労働金庫利用における利用者の取扱店を特定するための情報</p>
②顧客番号（労金をご利用されている方が各自お持ちの番号です）	<p>労金利用者を特定するための情報</p>	<p>自主的な福利共済活動のための労働金庫利用において、組合員からの求めに応じて取引内容を労働金庫に問い合わせるための情報</p>

(3) 会員団体（労働組合）を介した取引に必要な情報		
①賃金控除金額	会員団体（労働組合）の労金利用者の賃金控除による入金金額を管理するための情報	会員団体（労働組合）の構成員のうち労金利用者が会員団体（労働組合）に対して、預金および貸付の返済金を罄金控除することを依頼し、会員団体はその賃金控除事務を管理するための情報（会員団体は賃金控除を事業主に委任）
②賃金控除の対象となる預金、積金貸付の有無及び口座番号	賃金控除による入金金額の控除科目ごとの内訳を管理するための情報	賃金控除額についての控除科目ごとの内訳を管理するための情報 自主的な福利共済活動のための労働金庫利用において、労金利用者からの求めに応じて労働金庫に問い合わせるための情報
③預金、積金の入金日及び貸付返済日、返済金額の変更に係る項目	毎月入金日及び貸付返済日を管理するための情報 返済金額の変更情報は、正しい賃金控除金額を管理するための情報であり、変更があった場合はその内容を会員団体に提供する必要がある。	毎月入金日及び貸付返済日は、賃金控除した資金の送金事務を管理するための情報 返済金額の変更情報は、正しい賃金控除金額を管理するための情報（会員団体は賃金控除・送金を事業主に委任）
④預金、積金の契約内容（契約回数、払込回数、満期日）	賃金控除からの入金金額を管理するための情報	労金利用者から依頼を受けた賃金控除事務をするために控除期間を管理するための情報
⑤貸付の契約内容（契約回数、払込回数、最終期日）		
共同して利用する者の範囲	四国労働金庫、高知県職員連合労働組合	
情報の管理について責任を有する者	高知県職員連合労働組合	

#### 4 第三者への提供

(1) 県職連合は、上記「2. 利用目的」を達成する範囲において、業務を円滑に進めるため、業務の一部を委託し、その委託先に対して、必要な個人情報を提供することがありますが、この場合、県職連合は、その者に対して、名簿の管理、使用終了後の適切な返還・廃棄等について安全かつ適切な措置を施すよう監督します。

さらに、以下のいずれかに該当する場合についても、組合員の個人情報を第三者に提供する場合があります。

- ① 本人の同意がある場合
- ② 統計的なデータなど本人を識別することができない状態で提供する場合
- ③ 法令に基づき提供を求められた場合
- ④ 人の生命、身体または財産の保護のために必要な場合であって、本人の同意を得ることが困難である場合
- ⑤ 国または地方公共団体等が公的な事務を実施するうえで、協力する必要がある場合であって、本人の

同意を得ることにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがある場合  
私たちは、以上のいずれかに該当する場合を除き、個人情報を第三者へ提供しません。

## 5 開示

「組合員名簿」に関して、ご自身の情報の開示をご希望される場合には、本人であることを確認したうえで、適切な期間および範囲で開示します。

## 6 訂正・削除等

「組合員名簿」に関して、ご自身の情報について訂正、追加または削除をご希望される場合には、組合員本人であることを確認したうえで、事実と異なる内容がある場合には、適切な期間および範囲で訂正、追加または削除します。

## 7 利用停止・消去

「組合員名簿」に関して、ご自身の情報の利用停止または消去をご希望される場合には、本人であることを確認したうえで、適切な期間および範囲で利用停止または消去します。

ただし、これらの情報の一部または全部を利用停止または消去した場合、2. に示した案内・連絡・通知等の対応ができなくなることもありますので、ご理解ください。

## 8 開示等の受付方法・窓口

「組合員名簿」に関する、本人からの上記4. 5. 6. 7. に関する申し出およびその他の個人情報に関するお問い合わせは、以下の方法にて、受け付けます。なお、この受付方法によらない開示等の求めには応じられない場合がありますので、ご了承ください。

### 《受付手続》

下記の組合事務所に直接お越しいただくか、下記の宛先に郵便、電話、FAXまたはEメールでお申し出ください。

受付手続についての詳細は、申し出を受けた時点でお知らせしますが、下記の窓口・方法により組合員本人（または代理人）であることを確認したうえで、書面の交付その他の方法により、回答します。また、お申し出内容によっては、所定の書類にご記入・ご提出いただく場合があります。

### 《受け付けの方法・窓口》

高知県職員連合労働組合 780-8570 高知市丸ノ内 1-2-20 県庁内

TEL : 088-823-9617 FAX : 088-823-6057 MAIL : honnbu@kensyokuro-kochi.jp

なお、受付時間は平日の午前9時から午後5時までとさせていただきます。

また、ホームページ (<http://www.kensyokuro-kochi.jp/>) からもお申込みいただけます。

### 《本人または代理人の確認》

組合員本人からお申出の場合は、身分証明書・運転免許証・パスポート・健康保険の被保険者証等を提示していただき、本人であることを確認させていただく場合があります。

代理人からお申出の場合は、代理人であることを委任状および委任状に押印された印鑑の印鑑証明書の確認、組合員本人への電話等により確認させていただきます。